

事務連絡

令和 7 年 11 月 12 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

水害における住家の被害認定調査の適切な実施に係る留意事項について

罹災証明書は、各種被災者支援制度において幅広く活用されており、被災者の速やかな生活再建のためには、迅速かつ適切な交付が極めて重要です。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 7 年 7 月内閣府（防災担当））等により示してきたところですが、各地で水害が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、被害認定調査における留意事項を下記のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、管内市町村が罹災証明書の交付事務を円滑に遂行できるよう、庁内関係部局及び管内市町村に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 【木造・プレハブ】第 1 次調査（戸建ての 1～2 階建て）における浸水深による判定について

水害による住家の被害認定調査については、「津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合」を除き、床上 0.1m 未満の浸水深が確認できる場合は「準半壊」と判定することとしています。

この「床上 0.1m」については、外観目視による第 1 次調査において、被害の程度を迅速に判定することができるよう、巾木の高さを目安に設定した基準です。そのため、外部から見える範囲での内部の浸水状況等により、内壁に巾木の汚損以外の損傷が生じていると判断できる場合には、基準の設定趣旨に鑑み、床上浸水であれば「半壊」と判定して差し支えありません。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
天艸、白倉、村上、小柳

Tel 03-3501-6996 Fax 03-3502-6034

Mail hiraku.amakusa.s9v@cao.go.jp

yukiya.shirakura.p2t@cao.go.jp

kei.murakami.p6v@cao.go.jp

eimi.koyanagi.c4d@cao.go.jp